

2006年度前期日程入試問題 法学専門試験 民法

下記の問・問のうち、いずれか1問を選択して解答しなさい(答案の冒頭に、選択した問題番号を必ず記入すること)。

問

Aは甲不動産をBから購入したが、その際Aは、Aの子供であるCが購入したようにしたいとBに依頼し、Bもこれに応じて登記名義はBからCに移転された。その後甲不動産が自己名義になっていることに気がついたCは、これをDに売却したが、登記名義はCのままであった。ところが、Aは購入した甲不動産の登記名義がC名義になったいきさつを説明してこれをEに売却した。

この場合のA・D・Eの法律関係について説明せよ。

<出題意図と採点基準>

意図:94条2項の類推適用と対抗問題との関係を問うものである。民法総則・物権法に跨る問題であるが、代表的な体系書には叙述があり(例えば、四宮=能見・民法総則)丹念に勉強していれば比較的容易であろう。

Dが94条2項の類推適用により真正権利者であるAとの関係で保護される第三者に当たるとことを理解しているか(参考判例最判1954年8月20日 94条2項の類推適用の嚆矢となる判決)(40%)

真正権利者からの譲渡人とで真正権利者に対する関係で保護される第三者の関係についての二つの基本的立場を理解しているか(40%)。

を前提として法律関係を矛盾なく説明できているか(20%)

誤字・脱字は原則的として減点する。

問

X（男性）には、妻と3人の子がいる。Xは近所の理髪店に勤めていたY（女性）と知り合い、XとYは、情交関係を結ぶようになった。Yは、Xに妻と子がいることは知っていた。Xは、自己所有の建物（当時は未登記）をYに贈与し、そこにYを住ませ、情交関係を続けていた。しかし、その後、XとYとの仲がうまくいかなくなった。そこで、Xは、当該建物について自己名義の保存登記をし、Yに対して、引渡し済みの本件建物の返還を求める訴えを提起した。Xのこの請求は、認められるか。これに対して、Yは、反訴を提起し、本件建物について、XからYへの所有権移転登記手続をなすべきことを請求した。Yのこの請求は認められるか。

<採点基準>

最高裁昭和45年10月21日（民集24巻11号1560頁）を簡略化。

1 公序良俗 本件贈与は、有効か。

2 不法原因給付 贈与が無効である場合に、Xは、返還請求をすることができるか。

最高裁昭和46年10月28日（民集25巻8号1069頁）は、登記済み建物の引渡しだけでは、「給付」があったとはいえないとした。

3 不法原因給付の場合に、建物の所有権はYに認められるか。

4 本件建物の登記をY名義にする方法。

本来ならば、Yが、X名義の保存登記の抹消を得た上で、自己名義の保存登記をすべし。

しかし、Xに対し所有権移転登記手続を求める本件反訴請求は正当として認容すべし。

2006年度後期日程入試問題 法学専門試験 民法

下記の問・問のうち、いずれか1問を選択して解答しなさい(答案の冒頭に、選択した問題番号を必ず記入すること)。

問

Xは、本件土木機械であるバックホー(以下「本件土木機械」という)を所有していたが、Aらに盗まれた。その後、Yは、善意無過失で、無店舗で中古の土木機械の販売業などを営むBから、300万円で本件土木機械を購入した。Xは、盗難から2年以内に、Yに対して、本件土木機械の引渡し、および使用収益相当額として、1箇月22万円の割合の金銭の支払いを求めた。これに対して、Yは、300万円の代価の弁償をしない限り、本件土木機械は引き渡さないと主張し、また使用収益相当額の支払義務は存在しないと主張した。

XとYとの法律関係について論ぜよ。

<採点基準>

最高裁第三小法廷平成12年6月27日判決(民集54巻5号1737頁)の事例を簡略化したもの。

- 1 民法193条所定の2年間の所有権の帰属
原所有者帰属説・取得者帰属説
- 2 2年間の取得者の使用権限
原所有者帰属説をとった場合・取得者帰属説をとった場合
- 3 いつの時点からの使用収益相当額を返還しなければならないか
- 4 民法194条の代価弁償の法的性質
抗弁説・請求権説
- 5 文章表現力

問

A株式会社(以下A社)はX銀行から当初より詐取することを意図して金員を借り入れようとしたところ、X銀行から連帯保証人を立てることを求められた。そこでA社の代表取締役aは、同社の従業員であるYに連帯保証人となることを依頼した。依頼に際して、aはYに対して、詐取の意図を秘したのは勿論、他にも連帯保証人がいるし、また、自ら所有する不動産に抵当権を設定するからYには一切迷惑をかけない旨の虚偽の説明をしていた。Yはこれに応じて、A社・X銀行間での金銭消費貸借契約書の連帯保証人欄に署名・押印し、aはこれをX銀行に差し入れた。A社はX銀行に債務を弁済しなかったため、X銀行は連帯保証人であるYに対して弁済を請求した。Yはこの請求によって初めてaが担保を供していなかったこと及び他に連帯保証人がいないことを知った。

(1) Xの請求に対してYは「話が違う」としてこれを拒絶したい。拒絶しようとすればどのような法律構成が考えられるかを述べよ。

(2) (1)のYの主張に対するXの反論を述べよ。

< 出題意図と採点基準 >

・保証契約の当事者と主たる債務者と保証人との関係を理解しているかを前提として、錯誤無効・詐欺取消を主張できる要件を理解しているかを問うもの。

・基本的な事実は最判1957年12月19日によっている。本判決は学生向けの判例解説ものには採りあげられていないが、教科書レヴェルでは動機の錯誤・第三者による詐欺の例として記載があるものである。

50点

- ・第三者による詐欺による意思表示の取消
- ・要素錯誤にあたるとして無効主張
- ・前提の問題として連帯保証契約の当事者

50点

- ・第三者による詐欺としてもXはこれを知らない
- ・錯誤にあたるとしても動機の錯誤にすぎない

いずれも適示事実の何処が要件を満たし、あるいは満たさないかを示していることもポイントする。

なお、誤字・脱字は原則として減点する。